

韓国知的財産ニュース 2016 年 4 月後期

(No. 317)

発行年月日：2016 年 5 月 3 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<http://www.jetro-ipr.or.kr>

★★★目次★★★

このニュースは、4 月 15 日から 30 日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 特許権等登録令の一部改正令案の立法予告 (2016. 4. 25.)
- 1-2 特許権等登録令施行規則の一部改正令案の立法予告 (2016. 4. 25.)
- 1-3 特許庁、知的財産経営認定制度を導入 (2016. 4. 26.)
- 1-4 弁理士法の施行令・施行規則改正案の素案を作成 (2016. 4. 26.)
- 1-5 特許手数料返還制度、4 月 28 日より施行 (2016. 4. 28.)

関係機関の動き

- 2-1 特許庁、2016 キャンパス特許戦略ユニバーシアードを開催 (2016. 4. 18)
- 2-2 特許庁、「発明インタビュー及び特許活用支援事業」を推進 (2016. 4. 18)
- 2-3 特許庁、2016 年改正特許法に関する説明会を開催 (2016. 4. 21)
- 2-4 特許庁、知的財産創造企業協議会の総会を開催 (2016. 4. 22)
- 2-5 特許庁、ドミニカ共和国で適正技術コンテストを開催 (2016. 4. 25)
- 2-6 特許取引、知的財産活用ネットワークで解決 (2016. 4. 26)
- 2-7 韓国、7 月からメキシコに PCT 国際調査サービスを提供 (2016. 4. 27)

模倣品関連及び知的財産権紛争

- 3-1 IBM、国内で特許訴訟戦に入るか (2016. 4. 19)
- 3-2 クアルコム - LG 電子の特許紛争が終結 (2016. 4. 21)

デザイン (意匠)、商標動向

※今号はありません。

その他一般

- 5-1 2015 年度の PCT 国際出願、米国・ヨーロッパは停滞、韓・中・日は順調

(2016. 4. 19)

- 5-2 自己治癒高分子に関する特許出願が増加 (2016. 4. 20)
- 5-3 スモールセル技術に関する特許出願が増加 (2016. 4. 27)
- 5-4 データ完全削除技術に関する特許出願動向 (2016. 4. 28)

法律、制度関連

1-1 特許権等登録令の一部改正令案の立法予告

韓国特許庁(2016. 4. 25.)

特許権等登録令の一部改正令案の立法予告

1. 改正理由

商標法の全部改正を受け、サービス標の削除及び当該条文を変更し、特許法の改正により特許(実用新案登録)取消申請制度及び登録遅延による特許権(実用新案権)の存続期間の延長登録に対する無効審判制度が導入されたことを受け、取消申請に対する決定及び延長登録拒否決定に対する審判事項を登録原簿に記載するようになる一方で、権利範囲確認審判の根拠規定が積極的・消極的権利範囲に分離されたことを受け登録令に反映し、顧客の不便を最小限にするために、登録原因書類に登録権利者が単独申請承諾の意思を記載する場合、単独申請を可能にし、商標法条約と商標法シンガポール条約の円滑な履行に向け、登録申請書の作成時に登録の原因を記載するようにして登録申請書類を明文化し、権利変動に対する効果を明確にし、顧客の利便性のため、権利の一部抹消申請時に印鑑証明書又は本人署名事実確認書を提出しないようにし、特許法・実用新案法・デザイン保護法の改正により通常実施権許与の審判が通常実施権許諾の審判に変更されたことを登録令に反映し、

その適用範囲を明確にし、産業財産権に対する手続きを踏む者全てを含めるようにするために、出願人コードを特許顧客番号に変更し、登録遅延による存続期間の延長登録拒否決定(許可、登録遅延)に対する審判は審決の結果によって第3者に重大な影響を及ぼすため、登録原簿に記載されるようにする等、現行制度の運営上現れた一部の不備を改善・補完することを目的とする。

2. 主要内容

イ. 商標法全部改正による関連条文の変更(案第 1 条、第 2 条、第 3 条、第 6 条、第 15 条、第 20 条、第 29 条)

サービス標定義規定の削除及び条文相互間変更条文の一致

ロ. 特許(実用新案登録)の取消申請制度及び存続期間の延長登録に対する無効審判制度の導入(案第 2 条、第 3 条、第 6 条、第 47 条)

- 1) 特許(実用新案登録)取消申請制度が導入されたことを反映
- 2) 積極的・消極的権利範囲確認審判の根拠規定の分離反映
- 3) 存続期間の延長登録拒否決定に対する審判を登録事項に反映
- 4) 登録遅延による特許権(実用新案権)の存続期間の延長登録に対する無効審判を登録事項に反映

ハ. 登録権利者単独申請のための提出書類の簡素化(案第 15 条)

登録原因書類に登録権利者が単独で申請することを承諾するという内容が記載された場合、単独申請を可能にすることで、顧客の利便性を向上させる。

二. 国際条約の円滑な履行(案第 15 条、第 20 条)

商標法条約に規定された商標権の移転登録に必要な対象書類を明文化し、申請書提出時に登録の原因を申請対象権利が商標権の場合は省略できるという規定を削除し、権利変動に対する効果が明らかになるようにする。

3. 意見の提出

特許権等登録令の一部改正案についてご意見のある機関、団体及び個人は、2016 年 6 月 7 日まで次の事項を記載した意見書を特許庁長(参照：登録課長)宛てに提出してください。立法予告案の全文は、特許庁ホームページ(www.kipo.go.kr)からご覧いただけます。

イ. 立法予告事項に対する項目別の意見(賛否意見とその事由)

ロ. 氏名(法人・団体の場合は、その名称と代表者の氏名)、住所及び電話番号

ハ. その他参考事項

※宛先

○特許庁登録課：大田広域市西区庁舎路 189、政府大田庁舎 4 棟
(郵便番号：35208)

電話番号：(042)481-5233、Fax：(042)472-3467

電子メール：20060090@korea.kr

1-2 特許権等登録令施行規則の一部改正令案の立法予告

韓国特許庁(2016.4.25.)

特許権等登録令施行規則の全部改正令案の立法予告

1. 改正理由及び主要内容

商標法の全部改正により当該条文を変更し、国際登録デザイン権の登録願簿記載事項及び記載方法を明文化し、特許法の改正事項を反映する一方で、登録申請関連の添付書類の返還規定を設け、出願人コードを特許顧客番号に変更し、商標法国際条約の履行のために関連条文を整備し、産業財産権の設定の登録方法のうち、優先権主張関連事項を整備し、通常実施権の登録方法を明確にする等、現行制度の運営上現れた一部の不備を改善・補完することを目的とする。

2. 意見の提出

特許権等の登録令施行規則の一部改正案についてご意見のある機関、団体及び個人は、2016年6月7日まで次の事項を記載した意見書を特許庁長(参照：登録課長)宛てに提出してください。立法予告案の全文は、特許庁ホームページ(www.kipo.go.kr)からご覧いただけます。

イ. 立法予告事項に対する項目別の意見(賛否意見とその事由)

ロ. 氏名(法人・団体の場合は、その名称と代表者の氏名)、住所及び電話番号

ハ. その他参考事項

※宛先

○特許庁登録課：大田広域市西区庁舎路 189、政府大田庁舎 4 棟

(郵便番号：35208)

電話番号：(042)481-5233、Fax：(042)472-3467

電子メール：20060090@korea.kr

1-3 特許庁、知的財産経営認定制度を導入

韓国特許庁(2016.4.26.)

- ・ 中小企業代表 A: 海外バイヤーから知的財産経営マニュアルがあるかと聞かれる場合があり、周りを見ると中小企業も特許紛争に巻き込まれる場合も多いようだが、知的財産経営¹はどのようにするものなのかよく分からない。
 - ・ 中小企業代表 B: 日本への輸出契約を締結する際に、特許が大きく役立った。特許登録証で技術力を認められ、とんでもない安い価格を提示した中国企業を抜いて輸出契約を締結した。政府が知的財産経営をしているという認定をしてくれば輸出契約に大きくプラスになると思う。
 - ・ 大企業知的財産専担部署長 C: 最小限の安全装置として契約の際、部品会社に特許保証²を要求することもあるが、長期的には望ましくない。わが社の場合、系列会社や協力会社を対象に特許教育等を行っているが、標準化した知的財産経営モデルがあれば中小企業における知的財産経営の拡大に大きく役立つと思われる。
- 特許庁は、中小企業の知的財産経営能力の向上に向け「知的財産経営認定制度」を世界で初めて導入・施行している。
- 「知的財産経営認定制度」とは、模範となる知的財産経営を行っている中小企業について、政府が知的財産経営企業として認定する制度である。
- 最近無形資産の価値が高まり、知的財産が将来の収益創出のカギとして浮上し、知的財産を企業経営に戦略的に活用する必要性が高まっている。
- また、海外輸入業者等は、購買した部品により自社の製品が紛争に巻き込まれることを憂慮するため通常特許保証等を要求しており、市場を先取りしたグローバル企業等の特許攻勢の対象が大企業から中小・中堅企業にまで広がっていることから、

¹ 知的財産経営：特許・デザイン・商標・営業秘密等、知的財産を企業の資産として活用する経営戦略を通じて収益を創出することにより、企業の価値を高める経営活動

² 特許保証：第3者の権利を侵害した場合に発生する訴訟費用又は損害賠償金支払い保証経営は大企業だけでなく、中小企業の成長においても欠かせない要素となっている。

知的財産経営は、大企業だけでなく、中小企業の成長においても欠かせないものとなりつつある。

- しかし、大多数の中小企業の知的財産経営能力は依然として不十分である。
- これを受け、特許庁では、中小企業の自発的参加を誘導し、知的財産経営が中小企業の普遍的な経営方式に定着できるように「知的財産経営認定制度」を世界で初めて導入し、4月28日から施行すると発表した。
- 特許庁はIPスター企業育成事業、知的財産権教育・コンサルティング等、知的財産経営を中小企業の現場に広く普及させるために、様々な知的財産権関連支援事業を実施している。しかし、限られた予算・人材だけで大多数の中小企業を向上させるには不十分と判断し、知的財産経営認定という制度的装置を設けたという。
- 特許庁は、知的財産経営認定を取得するために中小企業が知的財産経営を自発的に導入・運営すると期待しており、認定を取得するための審査基準は、知的財産経営のガイド役を担うことになり、中小企業が認定を取得する過程において知的財産経営技法を自然に学習できようとした。
- 特許庁は、申し込んだ企業の知的財産権の保有現況、特許技術の動向把握、知的財産権紛争に関する事前の点検等、10分野を審査し、70点以上(100点満点)を獲得した企業に認定書を付与し、
- 認定企業には、特許・デザイン優先審査、特許・デザイン年次登録料減免、各種政府支援事業における優遇等、様々な優遇措置を提供する方針だ。
- また、認定企業は、知的財産経営認定マークを企業の広報に使用できるため、認定企業の自負心を高められると同時に、知的財産経営に対する対外の信頼度・認知度を強化することができる。
- 知的財産経営企業として認定を受けたい中小企業は、4月28日からオンライン(www.ipcert.or.kr)上で申込み可能で、審査結果は、申し込み日から30日以内を受けられる。
- 知的財産経営認定の有効期間は3年間で、3年後再認定が可能だ。

- チェ・ドンギョ特許庁長は、「中小企業の知的財産競争力は、国の競争力となる。今後、多くの中小企業が知的財産経営優秀企業に成長することを期待し、特許庁もそのために積極的に努力していく方針だ」と述べた。

1-4 弁理士法の施行令・施行規則改正案の素案を作成

韓国特許庁(2016. 4. 26.)

特許庁は、改正弁理士法の発効(法律第13743号、2016年7月28日施行)を受け、改正が必要な弁理士法施行令・施行規則に対する特許庁の改正素案を発表した。同素案の作成においては、既に利害関係者の意見を一部反映し、今後関係部処や利害関係者からの意見の収集等を経た後、5月初旬ごろに一般公衆に向け立法予告を行う計画だ。

今回発表された特許庁の素案は、弁理士法の改正により、弁理士試験の合格者だけでなく、これまでは登録するだけで弁理士資格を取得することができた弁護士も大統領令で定める実務修習を受けないと弁理士資格が取れないように規定されたことを受け、その具体的な内容を定めたものである。

特許庁は、「弁理士試験の合格者と弁護士を含めた全ての予備弁理士が今後新人弁理士として弁理業務を行うに当たって必ず知っておくべき内容は全て盛り込まれるようにするのが今回改正の基本方向だ」とし、実務修習を「計400時間の理論教育」と「10カ月の現場研究」と区分した。

また、実務修習の内容のうち、大学等で既に同じような教育を受けた場合や、弁理士事務所等で類似した実務を経験した場合には、関連実務修習のうち、一部を既に受けたものと認める制度が導入される。つまり、特定分野に対する実力や経歴を既に備えている場合であれば、当該分野の課程を実務修習から免除する等、一人一人に合わせた実務修習を目指している。

例えば、弁理士試験を合格した人は、自然科学概論や産業財産権法等の法律基本理論の教育は受けなくても良いが、大学で法学を専攻し、法学専門大学院を卒業した弁護士はこの教育を履修しなければならない。

さらに、実務経験が全くない弁理士試験合格者は、10カ月の現場研修を受けることに

なっているが、企業で10年以上の産業財産権業務に係っていた弁理士試験合格者は、現場研修を受ける必要がない。

チェ・ドンギョ特許庁長は、「本素案は、議論の始発点のようなものである。今後様々な関係機関の意見を聴取することで、特定業界の利益ではなく、一般の国民の利益の観点からできるだけ合理的な改正案がまとまるよう努力するつもりだ。また、弁理士に対する出願人の信頼構築に寄与し、知財権関連業務を全般的にレベルアップすることも目標の一つだ」とし、「実務修習は義務であり、実務修習の履修によって業務能力や受任能力に差が出るよう、同教育を充実化させる計画だ」と述べた。

1-5 特許手数料返還制度、4月28日より施行

韓国特許庁(2016.4.28.)

起業初期のA社は、新たに開発した製品の技術、デザイン、標章を知的財産権として保護を受けるために、特許庁に特許、デザイン、商標の登録出願をしたが、審査官は拒絶決定(査定)を下した。審査官の決定に納得が行かなかったA社は、特許審判院に審判を請求し、その結果、拒絶決定が覆された。A社は、審査官の判断ミスのおかげで、しなくても良かったはずの不要な審判をしたのだから審判手数料を返してほしいと特許審判院に要請したが、法的根拠がないため、返すことはできないとの回答が返ってきた。しかし、これからは審判手数料の返還を受けることができるようになる。

特許審判院は、4月28日の審決から、商標・デザイン審査官の拒絶決定が審判段階で覆される場合、請求人に審判請求料の全額を返還することを明らかにした。6月30日からは特許・実用新案分野においても同様に適用される。

これまでは、審判請求を取り消した場合、又は請求人の帰責がないのに審査官の拒絶決定が覆された場合等においても、既に納付した手数料を返さなかったため、国民から不満の声があった。これを受けた特許審判院は、規定改革申聞鼓に上がってきた国民の提案を受け入れ、国民の立場に立って、関連制度を改善することにした。改正された商標法、デザイン保護法は4月28日から、特許法と実用新案法は6月から施行される予定だ。

今回の改正により請求人は、拒絶決定が覆される場合は納付した審判請求料全額につ

いて、審理最終前に審判請求を取り消す場合は審判請求料の 50%について返還を受けられるようになる。オンライン (www.patent.go.kr-手数料管理-手数料返還) 又は郵便・訪問による申込みが可能だ。

特許審判は 1 件当たり平均約 30 万ウォン、商標・デザイン審判は 1 件当たり約 24 万ウォンの審判請求料がかかるが、全体的に推算すると、特許 4.5 億ウォン、商標 5.4 億ウォン、デザイン 0.2 億ウォン等、年平均計 10 億ウォンに上る手数料が国民に返還される。

シン・ジンギョン特許審判院長は、「特許庁が審査を誤り、国民に不便を与えた場合、手数料の返還ができるよう見直すことで、これまでの非正常的な慣行を正した。特許審判院は今後も引き続き、国民の立場に立って不合理かつ不便な審判制度を改善するよう努力していくつもりだ」と述べた。

関係機関の動き

2-1 特許庁、2016 キャンパス特許戦略ユニバーシアードを開催

韓国特許庁(2016. 4. 18.)

国内の大企業・中小企業・研究院等が特許戦略の問題を提示し、それに対しクリエイティブなアイデアを提案した大学生は、就業優遇まで受けられるキャンパス特許戦略ユニバーシアードが開催される。

特許庁と韓国工学翰林院が共同で主催し、韓国発明振興会が主管する「2016 キャンパス特許戦略ユニバーシアード(CPU)大会」が 4 月 18 日から 5 月 25 日まで参加を受付する。

今年で 9 回を迎える本大会は、サムスン電子、現代自動車、LG ディ스플레이、韓国科学技術研究院 (KIST) 等、国内の大企業・中小企業・研究院等、計 38 の機関が参加し、「先行技術調査部門」と「特許戦略樹立部門」に分けられ、行われる。電機電子、造船・機械・金属、化学・生命・エネルギー等、3 つの産業分野から後援企業が出題した問題の中から一つを選び、先行特許調査分析を通じて特許可能性を判断し、又は未来の中核

特許を獲得するための特許戦略を策定しなければならない。

受賞者らには、計3億4,000万ウォン余りの賞金と現代自動車、サムスン重工業、LG化学等、15社の参加企業から就職優遇インセンティブが与えられる。また、受賞者らは、「次世代知的財産リーダー」ネットワークとして結ばれ、体系的かつ持続的な知的財産能力強化プログラムの支援を受けられるようになる。

特許庁のイ・チュンム産業財産人材課長は、「今回の大会を通じて、クリエイティブな大学(院)生らが特許に対する戦略的能力を高め、これを通じて就業活動において差別化が図れる競争力を備えられることを期待する」と述べた。

国内大学(院)生であれば誰でも参加可能で、授賞式は11月24日に行われる予定である。詳細な内容はホームページ(www.patent-universiade.or.kr)を通じて確認可能。お問い合わせは、大会の主管機関である韓国発明振興会(02-3459-2806)へ。

2-2 特許庁、「発明インタビュー及び特許活用支援事業」を推進

韓国特許庁(2016.4.18.)

特許庁は、大学・公共(研)における優秀な特許技術を選別し、出願につながるよう後押しするとともに、登録された特許のうち、優秀特許については事業化の支援を通じて企業へ移転をサポートする「発明インタビュー及び特許活用支援事業」を進めている。

発明インタビュー事業は、弁理士等の専門家グループがインタビューを通じて、出願する前に研究者が発明申告した件について評価を行い、その結果、優秀な発明だけを特許として出願するようにし、不要な出願を防止する事業である。特許活用支援事業は、大学・公共研が保有している優秀特許技術を企業へ技術移転できるよう、技術マーケティング等の事業化を支援する事業である。

最近、同事業を通じて発掘された優秀特許が相次ぎ産業界へ移転され、注目を集めている。

嘉泉大学校は、癌細胞だけではなく正常細胞まで攻撃する、既存の抗癌剤とは違って、癌細胞が自ら消えるようにする画期的な抗癌剤を開発し、特許として登録を受けた。この抗癌剤は、毒性が強い他の抗癌剤と一緒に服用する際にも、抗癌剤の毒性を中和させ、服用期間を延ばすメリットを持っている。嘉泉大学校は、国内バイオベンチャー企業に今回の抗癌剤の源泉技術を移転した。

また、韓国海洋科学技術振興院 (KIMST) は、中東呼吸器症候群 (MERS) のような伝染性病気の感染有無の確認にかかる時間が既存の約 5 時間から 1 時間以内へと、画期的に短縮できる技術について特許として登録を受け、製品化に向け源泉技術を国内の民間企業に移転した。

特許庁は、今年、合わせて 30 の大学・公共(研)を支援機関に選定し、選定された機関は、研究者の職務発明に対する等級評価及び特許の補強、国内外の産業及び市場分析、需要企業の発掘及び技術マーケティング等を推進することになる。この事業を通じて発掘された優秀特許*は、知的財産活用ネットワーク**(IP プラグ)を通じて新しい技術を探している企業に優先的に供給する予定である。

* 発明インタビューの結果により選定された優秀特許(S、A 級)技術

** 知的財産取引のための知的財産供給者、需要者、仲介者、投資者等の交流ネットワーク

特許庁のキム・テマン産業財産政策局長は、「発明インタビューを通じて公共研究機関の優秀な特許技術を選別して権利化し、移転することによって、大学・公共研の研究成果が円滑に産業界へ移転され製品化できるよう尽力したい」と述べた。

詳細な内容については、韓国知識財産戦略院ホームページ (www.kista.re.kr、事業案内コーナー) にて確認可能。

お問い合わせ先：韓国知識財産戦略院拡散戦略チーム (02-3475-8522)

2-3 特許庁、2016 年改正特許法に関する説明会を開催

韓国特許庁(2016. 4. 21.)

- 特許庁は、改正特許法の説明会を 4 月 25 日韓国知識財産センターの国際会議室にて開催すると発表した。
- 最近の特許法改正は、不良特許を予防する一方で、登録された特許はしっかり保護することに重点が置かれている。
- 近年、国内外で特許紛争が頻繁に発生している現状や特許権者の権利がまともに保護されていないという意見を反映したもので、

- 特に、今年には既に不良特許の防止*、損害賠償証拠提出の強化**に向けた2回にわたる特許法改正が行われた。

*2016. 2. 29. 公布、2017. 3. 1. 施行

**2016. 3. 29. 公布、6. 30. 施行

- 今回の説明会は、今年の改正特許法の主な内容について、弁理士だけでなく、企業の理解を高めるために行われる。
- 4月には、首都圏にある企業を対象に説明会を開催し、5～6月中には、地方所在の企業のための地域別説明会を開催する予定だ。
- 説明会では、まず、特許取消申請制度、特許権移転請求制度等、不良特許の予防と正当な権利者の保護に向けた制度を紹介し、

*①特許取消申請制度：誰でも、特許登録後6カ月まで無効証拠を提出すれば、審判官が検討し、不良特許を早期に取り消す制度

②特許権移転請求制度：他人が正当な権利者の発明を盗用して特許を取得した場合、裁判所に直接特許権の移転を請求することで特許権を取り戻す制度

- 営業秘密資料であっても、侵害及び損害の立証に必ず必要な証拠であれば、提出を強制する等の損害賠償責任強化に向けた制度について案内する。
- さらに、企業の紛争への負担を減らすために進められている特許無効制度の改善に関する議論についても紹介される予定だ。

- 特許庁の関係者は、「最近の特許法の改正は、保護されるべき技術をしっかり保護することに焦点を当てている。特許紛争の増加に伴って、一般企業も特許政策に関心を持つ必要が高まっているだけに、今回の説明会が良い機会になることを期待する」と述べた。

2-4 特許庁、知的財産創造企業協議会総会を開催

韓国特許庁(2016. 4. 22.)

特許庁は4月21日(木)、ソウル市内のホテルで創造経済の実現に向け「知的財産観点

の研究開発(以下 IP-R&D)*」を重点的に推進している中小・中堅企業の最高経営者(CEO)・最高技術責任者(CTO)と大学、公共研究機関の研究者等 300 人余りが出席した中、「知的財産創造企業協議会」の総会を開催した。

* 知的財産を研究開発の結果として捕える観点から抜け出し、研究開発を先導するものとして考え、中核・源泉特許、強い特許を獲得できるよう研究開発戦略を再構築

「知的財産創造企業協議会」(以下協議会)は、特許庁で支援している IP-R&D 事業に参加し、IP-R&D の価値や必要性を直接実感した産・学・研が IP-R&D を研究現場に広げ、IP-R&D の成果とノウハウを共有しようと 2014 年に結成した自律協議会議である。この 2 年間協議会は、企画・革新分科、教育・雇用分科、IP-R&D 研究分科等、傘下 3 つの分科を中心に▲IP-R&D 拡大戦略開発及び政策提言、▲IP-R&D 専門人材の養成及び雇用仲介、▲IP-R&D 優秀事例の分析及び新規方法論の研究等を推進し、知的財産の競争力強化に向けた IP-R&D 基盤づくりを主導してきた。

協議会の初代運営委員の任期(2014. 4~2016. 3)が先月で満了することにより、この日の総会では IP-R&D の拡大に努めてきた第 1 期協議会の活動を振り返り、ソ・ビョンリョン会長をはじめとする第 2 期の運営委員を新たに委嘱し、協議会の再跳躍と IP-R&D の発展に向けた方向について議論した。特に世界市場で通用する製品を作るためには、デザインを優先して技術を融合させなければならないと強調するイノデザインのキム・ヨンセ代表の基調講演では、未来の経済成長基盤の創出に向けた研究開発戦略を模索した。

協議会の第 2 部では IP-R&D 事業に対する理解を高め、IP-R&D 戦略作りへの積極的な参加を通じて研究開発成果を向上できるよう、企業・大学・公共研の実務研究者を対象とした「IP-R&D 統合事業説明会」が開かれた。説明会では、韓国の中小・中堅企業が特許紛争の心配もなく、世界市場を主導できるように総合的な IP 戦略を支援する「グローバルヒット 365 プロジェクト」と未活用特許の根絶に向けた新規事業等 4 つの事業別に専門教育が行われた。

チェ・ドンギョ特許庁長は「世界市場で競争力のある強い特許が生まれるためには、研究開発段階において、着実に特許分析による知的財産確保戦略を駆使しなければならない」と強調し、「研究現場で自主的に IP-R&D の拡大に努力している企業と研究者の方々に感謝し、これから韓国の中小・中堅企業が知的財産基盤のグローバル企業に飛躍できるよう、多様な政策的支援に最善を尽くす方針だ」と述べた。

2-5 特許庁、ドミニカ共和国で適正技術コンテストを開催

韓国特許庁(2016.4.25.)

特許庁は、ドミニカ共和国のサントドミンゴで現地時間4月22日(金)に2016年適正技術競演大会の授賞式を開催したと明らかにした。特許庁と世界知的所有権機関(以下WIPO)が共催した今回のコンテストは、「日常生活のための革新的発明(Innovative Solutions for Everyday Life)」をテーマに行われた。

「適正技術」とは、先進国ではもう必要がなくなったが、途上国では有効に使われる中間水準の技術を意味する。特に、特許情報を利用すると、途上国に適した適正技術を少ない費用で効果的に開発することができる。特許庁は、特許情報を利用して2010年からチャドのサトウキビ、ネパールの竹の住宅、グアテマラの調理用ストーブ、フィリピンのオイル抽出機等10カ国で適正技術を開発・普及してきた。

適正技術コンテストは、途上国における問題点とこれを解決するのに必要な技術には何があるのかを把握し、特許情報を活用して解決方法を探す大会であり、これを通じて、適正技術に対する現地の需要を発掘するとともに知的財産権に対する途上国の認識を高めることに貢献している。特許庁は、2011年からWIPOの韓国信託基金を活用して8カ国で計10回のコンテストを開催した。2014年にベトナムで開かれた適正技術コンテストは、ベトナムの国営放送が生放送で中継する等、途上国現地でも高い関心を示している。

今回のドミニカ共和国適正技術コンテストは、計83件が出品され、授賞式にはRuth Lockward ドミニカ共和国特許庁長とオ・ハンク在ドミニカ共和国韓国大使、イム・ヒョンソク韓国特許庁多国間機構チーム長が出席した。中米圏の国で初めて開かれた今回の大会をきっかけに特許庁は、全世界に向かって知的財産の共有を実現する基盤を整えた。

特許庁のイム・ヒョンソク多国間機構チーム長は「今回の大会が中米地域との知財権協力の始まりになると期待しており、これからも専門家及び国際機関とともに、韓国が強みを持つ知的財産分野において途上国と共有できる事業を継続して推進していく方針だ」と述べた。

特許庁は4月27日、大邱創造経済革新センターにて、知的財産(IP)取引の活性化に向け、特許技術需要者である企業と技術供給者が相互交流する知的財産活用ネットワーク(IPプラグ)行事を開催する。

特許庁は昨年、知的財産取引を活性化させるため、技術需要者である企業と技術供給者である大学・公共研究所を直接連結(plug)する取引ネットワークとしてIPプラグを発足した。IPプラグには、特許技術の取引のために特許取引専門官、民間技術取引会社等が仲介者として参加し、移転された特許技術の事業化のために銀行、ベンチャーキャピタル等投資者が一堂に会し、技術移転及び事業化をワンストップで解決するために努力している。

IPプラグ構築の初年度である2015年、医療診断機器を生産するナノバイオシス社は、韓国海洋科学技術院から救急患者に使用できる「携帯用血液診断装置」に関する特許技術の移転を受けた。ナノバイオシス社の関係者は「中小企業は必要な技術があっても誰を通じて解決しなければ良いか分からない場合が多かったが、IPプラグを通じて簡単に必要な技術の移転を受けることができた。技術移転の後は事業化に向け、投資誘致企業説明会に参加する機会を持つことができた」と話した。

今回ネットワーク行事のために先月、大邱広域市、大邱テクノパーク、大邱・慶北地域産業団地公団、大邱創造経済革新センターと協力し、大邱・慶尚北道の企業を対象に需要技術の調査を行った。行事当日には、需要技術を供給できる大学・公共研究機関を招待して、企業との個別相談や技術の取引を斡旋する予定だ。大邱地域創造経済革新センターと協力関係にあるサムスン電子では、中小企業との共存を目指し、特許を無償で移転するために開放特許の説明会を実施する。

特許庁は、昨年医療機器及び電子部品分野のネットワークを立ち上げ、今年はモノのインターネット、ロボット・自動化機械、海洋バイオ、建設・交通新技術分野におけるネットワーク等を追加し運営している。また、忠清北道、全羅南道、釜山等、地域創造経済革新センターや自治体と協力し、該当地域の企業を対象に需要技術の発掘及びマッチング、知的財産の取引、金融・投資を支援する予定だ。

特許庁のキム・テマン産業財産政策局長は「今年は、省庁・自治体が一丸となって、知的財産活用ネットワーク (IP プラグ) という特許技術の取引プラットフォームを、韓国の代表的な技術取引協力プラットフォームに発展させていく計画だ」との意気込みを述べた。

2-7 韓国、7月からメキシコに PCT 国際調査サービスを提供

韓国特許庁 (2016. 4. 27.)

特許庁は、今年 7 月 1 日から国際特許出願に関する国際調査*サービスをメキシコに提供すると発表した。

- * 国際調査: 国際特許出願をする際に、特許の取得可否を事前に調査して出願人に提供する手続きであり、世界知的所有権機関 (WIPO) の 148 加盟国のうち国際調査能力の承認を受けた 21 の特許庁に限って国際調査の業務が可能

チェ・ドンギョ特許庁長は、4 月 27 日 (水) 午前 7 時にミゲル・アンヘル・マゲイン (Miguel Angel Margáin) メキシコ特許庁長と会談を行い、メキシコで特許協力条約 (Patent Cooperation Treaty) に基づいて申請された国際特許出願について、韓国が国際調査サービスを提供できるようにするという内容を骨子とする了解覚書に署名した。

今回の両国間の特許庁長会談は、4 月 4 日に開催された韓国・メキシコ首脳会談の後続措置の一環として開かれたものだが、了解覚書が締結されることにより、中米地域の知的財産ハブ国家であるメキシコとの間で知財権分野における協力がさらに強化される見通しだ。

特に、今回の了解覚書には、メキシコにおいて、韓国語での国際特許出願を可能にする内容も盛り込まれた。これは、外国で韓国語での国際特許出願を認める初の事例となり、海外に進出した韓国企業が必要に応じて活用できるようになる見通しだ。

チェ・ドンギョ特許庁長は「今回の了解覚書の締結はこれまで毎年約 2 千万ドルに上る国際調査サービス輸出実績を持っている韓国特許庁の優秀な審査品質に因る結果」と評価し、「韓国審査官の派遣による UAE (アラブ首長国連邦) 特許審査の実行、450 万ド

ル規模の特許行政情報化システムの UAE への輸出、トルコ特許庁に対する特許行政コンサルティングの提供等、韓国の先進化した特許行政を学ぼうとする事例はますます増加している」と付け加えた。

また、両長官は、有名商標の保護強化にも相互協力していくことで合意したが、これは、メキシコで人気を集めている多様な韓国商品やサービスの保護に大きく役立つと見られる。

一方、今月 21 日 (現地時間) メキシコ・シティーでメキシコの子供向け知的財産教育として韓国製アニメ「発明王ポロロ」のメキシコ版発売式も開催される等、知的財産分野における韓流ブームが確認された。

模倣品関連及び知的財産権紛争

3-1 IBM、国内で特許訴訟戦に入るか

電子新聞(2016. 4. 19.)

国内市場に IBM 特許警戒令が出された。膨大な特許を保有している IBM が国内企業を相手取り、特許侵害訴訟を準備しているためだ。最近、IPBC に出席するため韓国を訪問したスティーブ・ジョロフ IBM アジア太平洋地域 IP ライセンシング総括は、「IBM 特許ライセンスを拒否した韓国企業 2 社を対象に、訴訟を提起する計画だ」と話した。企業名は明らかにしていない。彼は「多くの企業が IBM は特許訴訟をしないと思い込んでいたが、これからは全てが変わる (Everything is changed)」と言い、宣戦布告をした。



〈スティーブ・ジョロフ IBM アジア太平洋地域 IP ライセンシング総括〉

IBMは、ここ数年間、韓国企業に特許侵害を警告する等、ライセンス締結を要請した。IT大手を始め、中堅・中小企業にIBM特許買い入れ又は特許料の支払いを提案したとされている。実際、LG電子とNHN等には、特許買い入れを打診したと伝えられている。ジョロフ総括は、「ライセンス締結をこのまま先送りするのであれば、米国のグルーポンやプライスライングループの事例のように、韓国においても訴訟の手続きを踏むしかない」と警告した。IBM特許侵害訴訟から安全な企業はもうないという警告だ。IBMは、去年米国ソーシャルコマース会社、グルーポンに続き、今年3月のオンライン旅行会社、プライスライングループを相手取り、特許侵害訴訟を提起した。ジョロフ総括によると、訴訟はさらに増えるという。韓国の他にも、日本や中国等、他の海外企業にも同時多発的に特許紛争を起こすとの方針だ。

2015年の米国特許庁における特許登録順位

(単位：登録件数)

順位	登録特許数	企業名	企業国籍
1	7,355	IBM	米国
2	5,072	サムスン電子	韓国
3	4,134	キャノン	日本
4	2,900	クアルコム	米国
5	2,835	グーグル	米国
6	2,627	東芝	日本
7	2,455	ソニー	日本
8	2,242	LG電子	韓国
9	2,048	Intel	米国
10	1,956	Microsoft Technology Lincing	米国
11	1,938	アップル	米国

<2015年米国特許庁における特許登録順位。IBMが7,355件と23年連続1位を維持>

(出処：IFI (IFI CLAIMS Patent Service))

IBMは、去年まで23年連続米国特許登録1位を維持するほど、IPに集中する企業だ。2015年1年間だけで7,355件を登録した。しかし、これまでIBMは、アップルやノキア等のように特許訴訟を起こすことには積極的ではなかった。IBMの全体の売上は、2011

年から減少傾向にある。アジア太平洋地域では、2015年 168億7,100万ドルと前年比16.5%減った。特に、IPライセンス及びロイヤルティの売上は、約1億168億7,100万ドルと、2014年より9.8%減少した金額だ。IBMが特許訴訟に積極的になったのは、このように海外における売上が減少したためだと分析されている。

2015年 IBM 海外売上現況

(単位：百万ドル)

	2015	2014	前年比増減率
総売上	81,741	92,793	-11.9%
地域	81,430	92,326	-11.8%
米国	38,486	41,410	-7.1%
欧州/中東/アフリカ	26,073	30,700	-15.1%
アジア太平洋	16,871	20,216	-16.5%

<2015年 IBM のアジア太平洋地域における売上は、前年比16.5%減少>

(出処：IBM2015 事業報告書)

ジョロフ総括は、「IBMは、訴訟による巨額の賠償金を狙う特許管理専門業者（NPE）とは違う。特許侵害の警告や訴訟は、ライセンスを拒否することは解決策にならないということを見せる象徴的な行動なのだ」と述べた。

ムン・ゴウン記者 accord@etnews.com

3-2 クアルコム - LG 電子の特許紛争が終結

電子新聞(2016.4.21.)

LG 電子がクアルコム社との特許紛争を終結し、国際商業会議所（ICC）に提起していた仲裁要請を取り下げることにした。

スティーブ・モレンコフ最高経営責任者は、4月21日に開いた第一四半期実績発表企業説明会（IR）において、「LG 電子との紛争を解決した」と明らかにした。LG 電子は去年12月、スマートフォン関連技術の源泉特許を保有したクアルコム社が過度な特許使用

料を要求するとして国際商業会議所に特許料関連仲裁要請を提起した経緯がある。

具体的な合意の条件は公開されていないが、今回の合意には 3G WCDMA と CDMA2000、4G LTE 無線通信を含む複数の無線通信技術の特許ポートフォリオの使用権が含まれているという。

LG 電子は、善意の交渉と相互尊重を通じてクアルコム社との紛争を解決することについて、嬉しく思っていることを明らかにした。クアルコム社は、LG 電子との紛争の解決により、これまで成長の足かせとなっていた障害物の一つが消えたと評価した。

デレク・アーベルレクアルコム社長は、去年の IP ノミックスとのインタビューで「クアルコムは設立以来 30 年間、毎年売上の 20%以上を新規研究開発に再投資する等、絶えない技術開発によって、韓国を始めとする全世界各国の生態系の構築と価値創出に貢献してきた。これからは、韓国消費者との距離をさらに縮め、クアルコムに対する全般的な理解を高めるために努力する」と述べた。

シン・ミョンジン記者 mjshin@etnews.com

デザイン (意匠)、商標動向

※今号はありません。

その他一般

5-1 2015 年度の PCT 国際出願、米国・ヨーロッパは停滞、韓・中・日は順調
韓国特許庁 (2016. 4. 19.)

昨年の PCT 国際出願動向を見ると、米国及び主要欧州諸国の出願件数は減少又は大きな変化がないのに対し、韓国を含むアジア主要国の出願は、大幅な成長率を維持したこ

とが明らかになった。

特許庁で世界知的所有権機関(WIPO)の発表資料を分析した結果、2015年のPCT国際出願は、2014年度に比べ1.7%増の218,000件(暫定値)であった。国別には、米国1位(57,385件)、日本2位(44,235件)、中国3位(29,846件)、ドイツ4位(18,072件)、大韓民国5位(14,626件)の順と集計された。

2015年度の出願国の順位は前年度と比べ変動はないが、2014年に比べ出願増加率の面では、韓国、中国、日本の増加率が目立つ。

米国は2014年に比べ6.7%の減少となり、ドイツ及び6位のフランスも各々0.5%、2.6%の増加に止まった。

その反面、2014年対比中国の出願増加率は16.8%に達し、韓国も11.5%に至る2桁の成長率を示した。また、日本は4.4%増で、中国や韓国のほどではないが、米国やドイツに比べ高い増加率を示した。

PCT国際出願におけるアジア3強は、年々出願が増加する傾向にある。実際に2013年度に37.9%を占めていた韓・中・日のPCT国際出願の割合は2年間増加し続け、2015年には40.7%に達した(韓国は6.1%から6.7%に拡大)。

このような傾向は、2015年の世界10大PCT多出願企業の中に韓・中・日の企業が計6社が含まれていることから確認できる。韓国は、サムスン電子が4位、LG電子が7位で多出願企業に入っており、中国のHUAWEIは2014年度に続き1位を占めた。

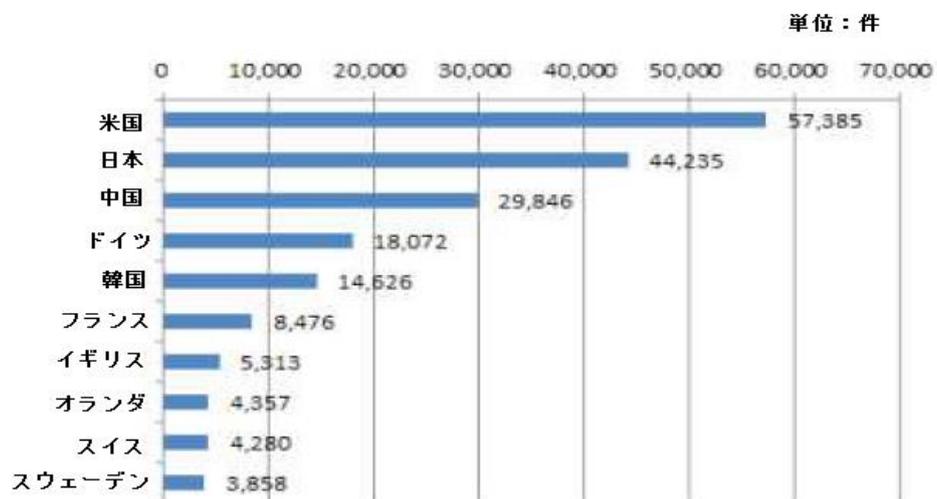
特許庁のユン・ジョンソク国際出願課長は、「知識基盤社会の中核は、知的財産権の確保及び活用であり、PCT国際出願は、海外特許を確保する際に利用できる最も重要な制度の一つである」と強調した。また、「PCT国際出願を通じて、韓国の優秀な技術及び研究成果が海外における特許取得につながるよう、積極的に支援をしていく計画だ」と述べた。

※ PCT国際出願：特許協力条約(Patent Cooperation Treaty)を利用した特許出願であり、出願人が自国の特許庁に特許出願書を提出すると、海外条約国の国内出願として認定する制度である。2016年4月現在、148カ国が加盟している。

添付1 2015年度のPCT国際出願上位10出願国

順位	国名	出願件数	前年対比増加率(%)
1	米国	57,385	- 6.7
2	日本	44,235	4.4
3	中国	29,846	16.8
4	ドイツ	18,072	0.5
5	大韓民国	14,626	11.5
6	フランス	8,476	2.6
7	イギリス	5,313	0.8
8	オランダ	4,357	3.6
9	スイス	4,280	4.4
10	スウェーデン	3,858	-1.4

※ WIPO暫定値であり、確定値は6, 7月頃にWIPOにおいて発表予定



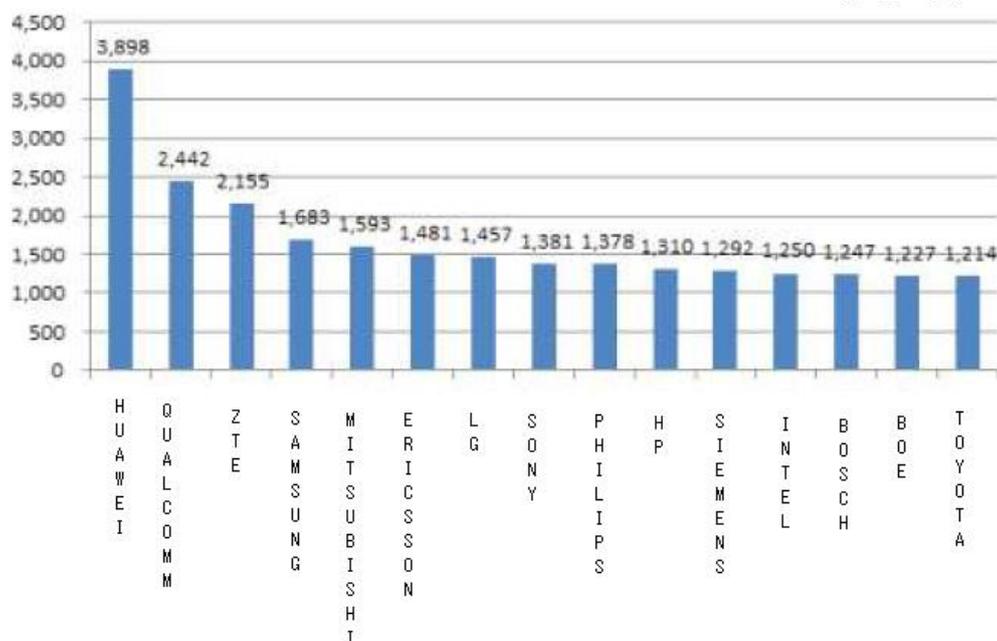
*出所：WIPO

添付2 2015年度のPCT国際出願上位15出願企業

(単位：件)

順位	出願企業名	国名	出願(件)
1	HUAWEI TECHNOLOGIES CO., LTD	中国	3,898
2	QUALCOMM INCORPORATED	米国	2,442
3	ZTE CORPORATION	中国	2,155
4	SAMSUNG ELECTRONICS CO., LTD	大韓民国	1,683
5	MITSUBISHI ELECTRONICS	日本	1,593
6	ERICSSON	スウェーデン	1,481
7	LG ELECTRONICS INC.	大韓民国	1,457
8	SONY CORPORATION	日本	1,381
9	PHILIPS ELECTRONICS	オランダ	1,378
10	HEWLETT-PACKARD	米国	1,310
11	SIMENS	ドイツ	1,292
12	INTEL CORPORATION	米国	1,250
13	ROBERT BOSCH CORPORATION	ドイツ	1,247
14	BOE TECHNOLOGY GROUP	中国	1,227
15	TOYOTA	日本	1,214

(単位：件)



5-2 自己治癒高分子に関する特許出願が増加

韓国特許庁(2016. 4. 20.)

最近、イ・セドル9段との囲碁対局で、自ら問題点を認識して解決する能力を見せた人工知能アルファ碁が世界中から注目を浴びている中、高分子素材においても自ら損傷部位を認識して損傷の前の状態に復旧させる自己治癒高分子(自己修復性高分子材料)³に対する業界の関心が高まっている。

自己治癒高分子とは、分子の大きさが非常に大きい高分子に治療物質を含むマイクロカプセルを分散させ、又は治療可能な機能を付与した高分子であり、これを使って製造した素材はコーティング材、建築材、医療素材等、多様な分野で使用されている。

自己治癒高分子を自動車の塗装等に適用すると表面の傷が除去され、アスファルトに適用すると破損された道路が元に復元される。また、人工皮膚素材に適用すると損傷した部位が実際の皮膚のように傷が治る効果が現れる。

特許庁によると、このような自己治癒高分子素材に関連する特許出願は、過去10年間、増加し続けており、2006年から2012年までは平均3~4件が出願されたが、2013年以降は平均10件以上と出願が活発に行われている。

自己治癒高分子素材の形態は、大きく「カプセル型(高分子内に治療物質を含むマイクロカプセルを分散させた高分子)」と「自己修繕型(高分子自体に治療機能を付与した高分子)」でされるが、最近の出願傾向を見ると、カプセル型の自己治癒型高分子素材の出願が相対的に増加する傾向にある。

自己治癒高分子素材の産業別出願動向を具体的に見ると、コーティング、フィルム、塗料等のコーティング材、セメント、アスファルト等の建築材から電子、医療、光学素子まで、多様な分野で出願されており、これらの素材を利用した産業的波及効果は非常に大きいものと予想される。

自己治癒高分子素材の主要出願人を見ると、外国出願人はまだ国内における特許出願をあまり行っていないのに対し、国内出願人は企業を中心に徐々に増加している。

さらに、出願分野を具体的に見ると、研究所と大学は自己治癒高分子素材及び製造方法に関する特許出願の割合が高く、企業の場合は、自己治癒高分子素材を応用した特許出願が相対的に高い傾向を見せている。

³ 自己治癒高分子は、セルフ・ヒーリングポリマー(Self-Healing Polymer)とも呼ばれる。

特許庁のジャ・スングァン高分子繊維審査課長は「自己治癒高分子素材分野は、まだ国内外の技術格差が大きくない上、適用分野が多岐にわたっている環境に優しい技術分野だ。産・学・研間で中長期プロジェクトを効率的に進めていけば、国家競争力を持つ自己治癒高分子素材に関する源泉技術を開発できると思う」と述べた。

5-3 スマールセル技術に関する特許出願が増加

韓国特許庁(2016.4.27.)

5世代(5G)移動通信時代の到来を目前にしている中、大容量のデータを速いスピードで伝送できるようにする「スマールセル技術」に係る特許出願が増えている。

スマールセルとは、既存の基地局より狭い領域を支援する小型基地局であり、大型基地局の役割を多数のスマールセルが分担して多様なサービスを効率的に提供するという目的から登場した。家庭やオフィスのような室内、データの利用量が多い地域や信号が弱い地域に少ない費用で設置することができるため、通話品質を簡単に改善できるという長所がある。

特に、数十Gbps⁴の速度でデータを伝送できる5G時代には、ウェアラブルデバイスの普及、モノのインターネットの登場、仮想現実コンテンツの増加等により連結されるデバイスの数とトラフィックの量が爆発的に増加すると予想されることから、基地局の負荷を効果的に分散できるスマールセル技術が注目されており、関連特許に対する関心もますます高まっている。

特許庁によると、ここ5年間スマールセル関連の国内特許出願の現状を調査した結果、2011年183件に止まった出願件数は2015年には557件と3倍以上に増加した。

技術分野別では、基地局の無線資源を管理する技術に関する出願が29%と最も大きな割合となっており、さらに、端末の移動による接続制御に関連する出願が23%、モニタリング及び電力管理に関する出願がそれぞれ10%を占めており、出願主体別では、クアルコム、LG電子、サムスン電子等の企業(89.1%)、韓国電子通信研究院等の研究機関(9.4%)、大学(1.4%)、個人(0.1%)の順となることが調査から分かった。

⁴ Gbps(ギガビピエス)は、1秒に約10億ビットのデータを送れることを示すデータ伝送速度の単位で、1Gbpsは1ギガバイトの容量の高画質の映画一本を8秒でダウンロードできる速度

これは、スモールセル技術が商用化した後、多くの企業が本格的な市場競争を始める前に、大容量のトラフィックを効率的に分配し、基地局の増加により発生する干渉問題を最小化する部分に技術開発を集中させた結果と考えられる。

特許庁のイ・ドンファン移動通信審査課長は「現在、世界各国の移動通信企業は 5G 市場の主導権を先取りするための中核技術の開発に取り組んでいるが、莫大な費用と収益モデルの不在という課題は最優先で解決しなければならない。スモールセル技術は、従来のシステムに柔軟に適用できる技術という点で 4G と 5G 時代をつなぐ架け橋の役割をすることが予想されるため、関連技術の開発や特許権確保の重要性に対する認識が求められる」と述べた。

5-4 データ完全削除技術に関する特許出願動向

韓国特許庁(2016.4.28.)

パソコンやスマートフォンを廃棄し、又は中古市場に流通⁵させるためには、保存されているデータを削除することが必要だ。個人情報や機密情報の無断流出を予防するためである。しかし、コンピュータの OS で提供する記録媒体フォーマット機能や、装置の初期化機能等により削除されたデータは、デジタルフォレンジック⁶HW 又は SW で簡単に復旧することができる。このような短所を補完するために、データ完全削除技術の開発が行われている。

コンピュータやスマートフォン等からデータを削除する技術が中小企業や発明家を中心に特許出願されていることが特許庁の調査から分かった。

特許庁によると、コンピュータに保存されているデータの完全削除を目的に開発され

⁵ コンピュータの記録媒体のうち、年に 3 百万個以上のハードディスクが廃棄、又は中古市場で流通されているという。

⁶ デジタルフォレンジック (digital forensics) : 各種の電子機器又はインターネット上の記録媒体に保存されたデジタル情報を収集・分析し、法的証拠資料を確保するデジタル的な法科学一つ。

た特許技術は、過去5年間計38件(2011年6件、2012年2件、2013年8件、2014年10件、2015年12件)が出願された。このうち、32件について審査が完了し、最終的に20件が特許登録された。

出願人の現況を見ると、韓国人が35件(92%)、外国人が3件(8%)を出願した。出願主体では、中小企業が21件(55%)、個人発明家9件(24%)、大企業5件(13%)、大学・研究所3件(8%)等の順であることが調査から分かった。

出願された技術分野では、オーバーライティング技術*17件(45%)、機械的破壊(穿孔切断)15件(40%)、デガウジング技術**2件(5%)等の順に出願された。

* SWを利用して、削除されるデータの位置に任意的パターンを複数回上書き、原本データを削除する技術

** 記録媒体に強い磁力を発生し、磁性を破壊する技術

特許権を取得した技術の内容を見ると、機械的破壊とデガウジング技術は、当該処理装置を小型化し、高性能化する方向に進歩した。また、オーバーライティング削除技術は、ハードディスクとSSD⁷の保存特性による削除アルゴリズムを改善し、実行速度や信頼性を向上させている。

特許庁のマ・ジョンユン電子部品審査課長は「データの完全削除特許技術を適用した多様な装備やアプリが発売されている。情報セキュリティに対する一般の国民や中小業者の意識も向上していると分析される」と述べた。

⁷ SSD(Solid State Disk) NANDフラッシュやDRAM等、超高速半導体メモリを記録媒体として使う大容量保存装置。ハードディスクに比べ、速いスピード、低騒音、軽量という長所があり、ハードディスクを急速に代替している。

過去のニュースは、<http://www.jetro-ipr.or.kr/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658 e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

また、本ニュースレターの配信停止を希望される場合は、下記の URL にアクセスし、「unsubscribe」ボタンをクリックしてください。

http://www.jetro.go.jp/mail5/u/1?p=tTW_GIj5ntM53_3CF1ZAZAZ

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行:JETRO ソウル事務所 知財チーム